

## 「県民協働による事業改善」 点検結果と対応状況

事業番号	B-1	担当部課名	県民文化部 こども・家庭課
------	-----	-------	---------------

事業名	保育対策等促進事業
-----	-----------

### 1. 点検結果集計

(単位:人)

区分	(1)行政が実施する必要「無し」	(2)国・市町村での実施が望ましい	事業規模、内容・方法を見直す必要「有り」			(6)「現行どおり」事業を継続
			(3)事業規模を「拡大(増加)」	(4)事業規模を「縮小(減少)」	(5)事業規模は「現状維持」	
県政モニター		1	8	1	2	2
有識者			3		1	1

### 2. 点検シートの内容等と対応状況

点検シートの内容等	県としての考え方・対応方針
<p><b>【投入予算や従事職員数に対して得られる効果(費用対効果)の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村により利用状況に違いがあるため、市町村に対して積極的なアピールや説明、情報共有を。(同趣旨6)</li> <li>・保育の取組を県としても周知をぜひお願いしたい。</li> <li>・市町村格差をなくすため県が強い指導を行い、お母さんが安心して働ける環境を目指す。(同趣旨1) 保育者の声が反映されるよう、働く人、子育てしている人へのアンケート方法など必要ニーズの把握の実態を検証(同趣旨2)。市町村ニーズに補助という受け身ではなく県が積極的に子育て支援に関わるべき。使いやすさを追求して欲しい。(同趣旨1)</li> <li>・病児・病後児保育に力を入れる。特に市においては、全ての市が受け入れを進めるよう一層の働き掛けを。また、市町村を越えた圏域での利用がスムーズに行われるよう運営の指導を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当者向けの説明会において、更なる制度の周知を図っていきます。また、事業を未実施の市町村や実施箇所数の少ない市町村に対しては、事業内容を個別に説明し、積極的に事業を実施するよう働き掛けていきます。また、より効果的なPR方法を検討し周知の徹底に努めます。</li> <li>・平成27年度の子ども・子育て支援新制度への移行に際し、昨年度全市町村においてニーズ調査を行いました。その結果を踏まえ、現在各市町村では「子ども・子育て支援事業計画」を策定中です。県は市町村に対して、今まで実施してきた事業の枠にとらわれず、住民が必要とする事業に取り組むよう、引き続き働き掛けていきます。</li> <li>・国庫補助事業の要件等のため、利用がなかなか進まない病児・病後児保育事業については、引き続き県単事業を実施し、地域の実情に即した取り組みが進むよう努めます。</li> <li>・現在、病児・病後児保育を未実施の市に対しては、各種会議において、また個別に直接実施の働き掛けを行っています。また、単独実施が難しい市町村に対しては、広域での実施が進むよう、県単事業の利用を働き掛けています。今後も引き続き、市町村に対して補助事業の詳細や既の実施している市の状況をていねいに説明したり紹介しながら、全圏域で事業が実施できるよう努めます。</li> </ul>
<p><b>【事業が目指す方向の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の社会参加のためには必要。待機児童は全県的にはゼロだが、市町村単位でみる必要もある。</li> <li>・病児病後児対策だけでなく、きめ細かな保育ニーズに応ずるため、多様な保育施策が全県的に展開されるよう市町村をリードして欲しい。そのためのアクションプランを期待する。</li> <li>・市町村の規模により必要な数は異なるので、市町村数増だけでなく、実施保育所数増の目標、働き掛けを。(同趣旨2件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童については、現在、県、市町村別、共にゼロとなっていますが、今後も引き続き調査を行い、状況把握に努めていきます。</li> <li>・目標は病児・病後児保育を取り上げていますが、他の保育事業についても地域のニーズに応じてきめ細かく提供されるよう、市町村に積極的に働き掛け、実施箇所数が増えていくよう努めます。</li> </ul>

<p>【補助要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を充実させるなら、補助金支出条件を見直す。</li> <li>・病児・病後児保育の看護師設置は必須なのか。病院と連絡する体制があれば実施できるようにしてはどうか。</li> <li>・補助金の申請が3か所になる等、手間がかかるのではないかと思えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は国の制度であることから、実施主体である市町村の意見を伺いながらより利用しやすいものとするよう、国へ働き掛けていきます。</li> <li>・病児・病後児保育を実施するには、病児の看護を担当する専任の看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することとなっています。安全・安心な病児・病後児保育が行われるよう、今後も遵守していきます。</li> <li>・対象施設は市町村への申請のみとなりますので、補助金の申請が3か所になるということはありません。</li> </ul>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県財政を考慮する。</li> <li>・県でも専門学校を増やして将来の保育士、看護師を増やし、働きやすい職場を作りたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が必要とする事業について、予算の範囲内で今後も財政的支援を行っていきます。</li> <li>・養成校新卒者向けの就職説明会を実施するなど、養成校を卒業した保育士が保育現場に定着するための取組みを進めるとともに、国に対して一層の保育士の処遇改善を求めていきます。</li> </ul>

### 3. 平成27年度当初予算案での対応

○平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。それに伴い、下表のとおり、保育対策等促進事業が「施設型給付費」、「地域子ども・子育て支援事業」、「保育対策総合支援事業」へそれぞれ移行され、保育対策等促進事業は廃止となります。

○移行先事業においては算定方法等が異なるため、H26年度当初予算との比較は困難ですが、移行後も、引き続き多様な保育サービスの提供を行う市町村を支援し、新たに増える休日保育(2ヶ所)、延長保育(4ヶ所)及び病児・病後児保育(6ヶ所)についても支援を行っていきます。

事業名	補助対象	移行先事業名
特定保育	週に2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟かつ安定的な保育サービスを提供する事業に要する経費	施設型給付費
夜間保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、夜間保育を実施する保育所等に対して、夜間において保育に欠ける児童を保育する保育所の開所に要する経費	〃
休日保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜、祝日等の休日において保育に欠ける児童を保育する保育所の開所に要する経費	〃
保育所分園推進	認可保育所の設置が困難な地域において設置される保育所の分園の運営等に係る経費 ※都市部における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応	〃
延長保育推進事業(基本分)	残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を越えて実施する延長保育(加算分)に要する経費	〃
延長保育推進事業(加算分)	延長保育推進事業(基本分)とは、延長保育(加算分)を実施するための準備等、延長保育時間前より保育士を配置するための経費	地域子ども・子育て支援事業
病児・病後児保育	地域の児童を対象に、病期中又は病気回復期に病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて預かる事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で預かり、当日の緊急対応等を行う事業に係る経費	〃
認可外保育施設衛生・安全対策	認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図る経費	保育対策総合支援事業
保育環境改善等	障がい児の受け入れや、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)に必要な改修、設備の整備等に係る経費	〃